地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結の状況

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準及び決定方法	契約相手の名称及び住所	契約金額（円）	契約締結日	契約の相手方とした理由
西土佐中学校周辺草刈等清掃業務	西土佐中学校周辺の草刈等清掃業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	（一社）四万十市シルバー人材センター 四万十市右山五月町8-3	413,336	令和6年4月1日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業務を受注できる団体
西土佐ふれあいホール内外清掃業務	西土佐ふれあいホール内及び敷地内の清掃業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	特定非営利活動法人　ぴーす 四万十市西土佐津野川236-21	ホール内清掃 7,920円/回 ホール外清掃 8,800円/回	令和6年4月1日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業務を受注できる団体